

会計年度任用職員・任期付職員募集

■**年齢等要件**年齢・国籍は問いません
 ■**採用予定日**10月1日(金)
 ■**資格要件等詳細**は、市ホームページをご覧ください▶要項は市ホームページからもダウンロードできます
 ■**要項配布日**9月7日(火)までに職員課へ。郵送の場合も7日必着
 ■**職員課人事研修係**(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階 ☎042-387-9808)

	業務名	月額報酬	募集人数
任期付	保育士	180,665円 (経験・職歴により加算あり)	3人
	栄養士	180,665円 (経験・職歴により加算あり)	1人
	保育士(育児休業代替)	202,515円	4人
会計年度任用	一般事務(広聴業務)	165,300円	1人

民間集会所施設等へ 助成金を支給

民間集会所施設等の令和4年度の改修工事や管理運営費用の一部を助成します。
 町会、自治会などが所有する集会所施設または都営アパートなどに設置された自治会など

が管理運営する集会所施設で、一般に開放されているもの
 ※都営アパートなどに設置されている集会所施設は管理運営費用のみ助成
 ■9月15日までに、所定の申請書に必要事項を明記し、直接、コミュニティ文化課集会所施設係(東小金井駅開設記念会館内 ☎0422-3010660)へ

【期間】9月6日(月)～10月29日(金)
 問はけの森美術館(☎042-381-9800)午後10時～午後5時



はけの森美術館
 展示替えによる臨時休館

会計年度任用職員(時給制)の登録者募集

登録された方の中から、必要に応じ、仕事を案内します。
 ■**職種等**右表のとおり
 ■**登録方法**所定の用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、職員課で登録してください
 ■**詳しく**はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください
 ■**職員課人事研修係**(市役所本庁舎1階 ☎042-387-9808)

主な職種	主な勤務時間	報酬(時給)
一般事務	午前9時～午後4時30分	1,020円
保育士	午前8時30分～午後5時	1,240円
保育士補助業務	午前7時～11時、 午後3時30分～7時	1,200円
学童保育指導員	午前11時～午後6時	1,190円
給食調理	午前8時15分～午後4時45分	1,110円

9月は高齢者悪質商法 被害防止キャンペーン月間

「気づいてシグナル防ごうトラブル!!」

高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。だます手口は年々巧妙になり、時には複数人で役柄を演じ分けて勧誘し、お金をだまし取ろうとします。

少しでもおかしいと思ったら消費生活相談室にご相談ください。周囲の皆さんによる見守りも大切です。高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見にご協力ください。

【**高齢者被害特別相談**】
 ■9月13日(月)～15日(水) 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)
 ■市内在住・在勤・在学の60歳以上の方
 ■直接、消費生活相談室(市役所第二庁舎4階 ☎FAX=042-384-4999)へ
 ■経済課消費生活係(☎042-387-9831)



対象者には指導案内等の必要書類を送付しますので、申込書に必要事項を記入したうえで、申し込んでください。
 他この事業は委託事業で実施するため、支援の内容によっては、委託会社名(有有限会社ハイライフサポート)で連絡する場合があります▽国民健康保険以外の保険に加入している方の特定保健指導は、会社や加入している健康保険

組合等にお問い合わせください
 ■一部負担金の減額・免除制度
 国民健康保険では、天災などで資産に重大な損害を受けたときや、生計を維持する方が失業、死亡するなどして生活が一時的に著しく困難になった場合に、医療機関等の窓口で支払う一部負担金を減額・免除する制度があります。なお、制度の利用は最大3か月までで、個別に審査があります。詳しくは、お問い合わせください。

【**特定保健指導を開始**】
 10月から、国民健康保険加入者で特定健診の結果、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)またはその予備群に該当する方を対象に、生活習慣の改善によって糖尿病等のリスクの軽減を図るための特定保健指導を開始します。

必要書類等▽災害、失業などで重大な損害を受けたことを証明する書類▽世帯員全員の収入を証明する書類▽保険証▽印鑑
 ◇共通◇
 国民健康保険課国民健康保険係(☎042-387-9833)

国民年金

追納制度をご存じですか

過去に保険料の全額または一部免除、学生納付特例制度や猶予制度の承認を受けた期間のある方は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。
 将来受け取る年金額を増額するためにも、追納制度をご利用ください。
 なお、学生納付特例等を受け

た年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて一定の加算額が上乘せされます。(右表)
 納めることができるようになったときは、できるだけ早く追納することをお勧めします。
 ■保険年金課国民年金係(☎042-387-9844)

国民年金保険料追納額等(令和3年度)

(月額)

年度	免除等承認当時の保険料	免除の種類 追納額			
		全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3 免除	半額免除	4分の1 免除
平成23年度	15,020円	15,350円	11,510円	7,680円	3,830円
平成24年度	14,980円	15,200円	11,400円	7,600円	3,800円
平成25年度	15,040円	15,180円	11,380円	7,590円	3,790円
平成26年度	15,250円	15,330円	11,500円	7,660円	3,830円
平成27年度	15,590円	15,650円	11,740円	7,820円	3,920円
平成28年度	16,260円	16,310円	12,230円	8,150円	4,070円
平成29年度	16,490円	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
平成30年度	16,340円	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
令和元年度	16,410円	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
令和2年度	16,540円	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円

※令和元・2年度は、加算額はありませ